

## 臨床症状から麻しん・風しんを疑った場合、または診断した場合

麻しん：麻しんに特徴的な発疹、発熱、カタル症状（咳嗽、鼻汁、結膜充血など）

風しん：全身性の小紅斑や紅色丘疹、発熱、リンパ節腫脹

診察時に保健所保健課へ

連絡 TEL 322-6789（平日 8:45～17:30）

平日時間外・土日祝は 090-1240-0119 へ。

届出

ただちに  
臨床診断例として

FAXで

(お願い)

感染状況の調査のために、区(保健センター)から本人・家族へ連絡させていただくことのご説明をお願いします。

保健所保健課

・届出内容の確認

所在地の区役所  
(保健センター)

・疫学調査

[発生届の送付先]

神戸市保健所保健課  
FAX : 078-322-6763

- ・ 平日 (8:45～17:30)  
TEL : 078-322-6789
- ・ 平日時間外・土日祝  
TEL:090-1240-0119 (発生届専用電話)

検査診断

血清抗体(IgM)  
検査

血清検体の採取

検査機関へ提出

結果報告

ウイルス遺伝子検査

※検体採取方法は  
別紙参照

PCR用検体  
(3検体)の採取  
全血・咽頭拭い液・尿

神戸市保健所へ提出

結果報告

(医療機関で実施)

(検体採取し、神戸市保健所に提出)

臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しん(風しん)と判断された場合は、検査診断例への届出の変更を求めることとし、麻しん(風しん)ではないと判断された場合は、届出を取り下げをを求めることとする。

参考：麻しんに関する特定感染症予防指針  
風しんに関する特定感染症予防指針

様式、資料等のダウンロード]

1. 麻しん・風しんの届出様式と届出基準  
〔 <https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/trend/kansen.html> 〕
  2. 麻しんに関する特定感染症予防指針(厚生労働省、平成31年4月19日一部改正)  
〔 <https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf> 〕
  3. 風しんに関する特定感染症予防指針(厚生労働省、平成29年12月21日一部改正)  
〔 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000186690.pdf> 〕
- ※ご不明な点は、神戸市保健所保健課(☎ 078-322-6789)までご相談ください。

## 麻疹・風しんウイルス遺伝子検査（PCR法） 検体採取方法

診察時に（検体採取前に）、必ず保健所まで連絡をお願いします。  
(PCR検査実施について、検討を行います。  
なお、PCR検査で病原体が検出できるのは、発症2～3日前から発疹出現後1週間といわれています。)

